

○海上運送法に基づく行政処分等(旅客船事業者)

神戸運輸監理部

処分等年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	処分等の内容
令和8年10月1日	公益財団法人 兵庫県スポーツ協会	兵庫県神戸市	輸送の安全確保 に関する命令	令和8年3月31日及び4月1日に、安全統括管理者及び運航管理者の選任・解任があったにもかかわらず、選任・解任届が同年6月17日に提出され、海上運送法第10条の4第4項及び同法第10条の6第3項の規定に基づく届出が遅滞なく行われていない状態であった。このため、同年6月30日及び7月24日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施した結果、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明した。	下記①～⑬に係る改善措置について、令和8年10月30日までに当局あて文書により報告すること。 ① 船舶所有者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第10条の4第4項の規定に基づく安全統括管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。 ② 船舶所有者は、海上運送法第22条第2項が準用する同法第10条の6第3項の規定に基づく運航管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。 ③ 安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の4の規定に基づき、輸送の安全に関する情報について、適切に公表すること。 ④ 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、船舶による輸送の安全確保のため、関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底等について、主体的に関与すること。 ⑤ 経営トップは、安全管理規程第6条第1項に基づき、安全方針を設定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。 ⑥ 安全管理規程第7条第1項に基づき、安全方針に沿った安全重点施策を策定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。 ⑦ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程の遂行及び安全マネジメント態勢の維持・改善を行うこと。 ⑧ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。 ⑨ 安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第20条第1項及び第2項に基づき、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任に伴う安全管理規程の変更を迅速に行い、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。 ⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条第1項及び第2項に基づき、訓練を計画し、実施するとともにその概要を記録すること。 ⑪ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録すること。 ⑫ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条第1項に基づき、安全管理規程・非常連絡表・医療機関連絡表・運航基準図について、船舶に備え付けること。 ⑬ 船長は、運航基準第9条第2項に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。
令和8年10月2日	内海交通株式会社	兵庫県神戸市	輸送の安全確保 に関する命令	令和8年6月24日に、船員が酒気帯び状態で乗船し、水先人の送迎業務を行ったことについて、7月9日に報告を受けたため、7月17日及び8月12日に海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施した。この結果、当該事実を確認したほか、使用船舶が機関の不具合に伴い代替船を投入した際に必要な雇入れ等の手続きが行われていなかったこと、就航前に行うべき特定教育訓練が実施されないまま運航していたことなど、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明した。	下記①～⑦に係る改善措置について、令和8年11月2日までに当局あて文書により報告すること。 ① 船舶所有者は、船員法第70条、第117条の2及び第118条の4に基づき、法定資格を有する船員の確保、追加船舶に係る手続及び必要な訓練の実施を適切に行い、法令で定める運航体制を確保すること。 ② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ④ 運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成する場合は、法定職員が適正に確保されているか、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか等その安全性を検討すること。 ⑥ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第38条に基づき、船員が酒気帯び状態で運航業務に従事することを防止するための安全管理体制を有効に機能させること。 ⑦ 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録し、文書管理を適切に行うこと。